資料１

タイトル：「視聴覚障害者等向け放送に関する研究会」への意見

一般財団法人全日本ろうあ連盟　石橋大吾

１．「視聴覚障害者等向け放送普及行政の指針」の「手話放送」の数値目標を設定してください。

第２回研究会で、「字幕放送や解説放送とは異なり、手話放送は手話の映像をオン・オフができないという、技術的課題があることから手話放送の数値目標を揚げることは難しい」と、放送事業者の皆様よりご意見がありました。

現在の放送の仕組みでは、手話映像のオン・オフの選択ができなくても、手話映像のオン・オフは、ＩＰＴＶという既存の技術や仕組みを利用することで実現可能です。

ＩＰＴＶは、字幕や手話の表示について、ＩＰＴＶアクセシビリティに関する国際標準化(H.702)、国内標準化(JT-H702)として、字幕や手話のオン・オフを選択でき、さらにその表示位置や大きさ等を利用者がリモコン操作で選択したり変更したりすることが定められています。

このアクセシビリティに関する事項が規格化されているＩＰＴＶと現在の放送をテレビ画面上で組み合わせることによって、手話映像のオン・オフ可能な「手話放送」を見ることができるのです。

このような手話放送の視聴ができる以上、手話放送の普及拡大は必須と考えます。

また手話を付与するのではなく、手話そのものを使っての放送番組（ＮＨＫ手話ニュース等）を新たに作成・編成して下さい。過去10年間、手話放送の普及率は全く伸びていません。特に民間放送局の皆様には、数値目標を掲げたうえで努力された結果が少しでも数値に現れるよう、手話の新たな放送番組の作成をお願いします。

障害者権利条約では、手話は言語であることから手話による情報アクセシビリティが謳われています。手話による情報アクセシビリティを必要とする国民の権利を守るために、今回の指針に「視聴覚障害者等向け放送普及行政の指針」の「手話放送」の数値目標を設定し、放送事業者の積極的な手話放送の普及拡大につなげてください。

２．専門的な手話通訳者の養成については、関係省庁と共同で対応してください。

現在、「手話通訳士」という資格を有した方は3,521人です。ほとんどの方が、きこえない人の生活に関わるさまざまな場面（医療、教育、雇用、各種講演会、諸会議等）で通訳業務を行っています。オールマイティーな通訳業務をしていますが、専門分野に特化している方はほぼいません。そのため、テレビのニュース通訳のように情報を多岐に収集し、専門用語の翻訳能力を駆使し、さらに生放送の同時通訳技術も必要ともなれば、専門的な養成や研修があってしかるべきと考えます。

「政見放送手話通訳士研修会」と同様、国民の知る権利をふまえれば、テレビ報道に特化した手話通訳士の研修会を行うなどが考えられます。

専門性を持った手話通訳士の養成については、きこえない人の生活を考えれば全省庁各分野に関わることです。生活に密着したニュース報道等の専門性を持った手話通訳士の養成は急務と考えます。

３．アウトスクリーン機能を搭載したテレビ受像機を拡充してください。

　アウトスクリーンでの字幕表示機能のないテレビ受像機で字幕放送を見ると、テレビ画面上に出る演者の顔に字幕がかかったり、字幕が上下交互に現れたり見づらいことがよくあります。多くのきこえない・きこえにくい人が字幕表示の改善を求めています。アウトスクリーンによる字幕を見るということは、テレビ画面上の映像に字幕が表示されないため、映像自体がとても見やすくなります。

現在、字幕アウトスクリーン機能を搭載したテレビ受像機はシャープ製品のみです。シャープ製品以外のメーカーにもぜひ拡充していただきたいです。

以上